

令和 7 年 9 月 26 日

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消し

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 6 項及び第 314 条の 7 第 6 項の規定に基づき、岡山県総社市、佐賀県みやき町、長崎県雲仙市及び熊本県山都町のふるさと納税の対象団体としての指定を取り消しますので、お知らせいたします。

（この指定の取消しに係る告示は、令和 7 年 9 月 30 日に施行となります。）

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：鳴田、山西、加藤
電話：03-5253-5669（直通）